

以下の項目を参考に、2時間以内に行える範囲でご検討ください。

## 【家事支援の内容】

産前・産後の心身の不調を整えたり、利用者が育児に専念したりするために、家事のお手伝いをします。

※原則として、室内で日常的に行う家事が対象。

※大掃除や掃除業者に依頼するような非日常的（一時的）な家事は、支援の対象外とします。

内 容	○ できること	× できないこと	備 考
① 食事の準備 及び後片付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理</li> <li>・配膳、皿洗い等の片付け</li> <li>・テーブル拭き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な手間をかけて作る料理（お正月料理等）</li> <li>・来客の応接（飲物や食事の手配等）</li> </ul>	（日常的に利用者が担っている範囲で）同居家族分も支援対象とする。
② 衣類の洗濯 及び補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗濯機を回す</li> <li>・洗濯物を干す</li> <li>・洗濯物をたたむ</li> <li>・洗濯物をタンス等へ片付ける</li> <li>・アイロンがけ</li> <li>・裁縫（ボタン付け等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な手間をかけて行う洗濯（カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーター等の手洗い等）</li> <li>・大量のアイロンがけ</li> </ul>	（日常的に利用者が担っている範囲で）同居家族分も支援対象とする。
③ 居室の掃除 及び 整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リビング、寝室、台所等の簡易な掃除（掃除機、床拭き程度）</li> <li>・新聞、雑誌等の簡易な片付け</li> <li>・トイレ、風呂、洗面所の簡易な掃除</li> <li>・布団干し、シーツ交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス炉、シンク、窓等の掃除</li> <li>・エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸等の掃除</li> <li>・年末の大掃除</li> <li>・床のワックスがけ</li> <li>・浴室のカビ取り</li> <li>・庭の掃除（植木の水やり、剪定、草むしり等）</li> <li>・引っ越しの手伝い</li> </ul>	日常的に利用者が担っている範囲での掃除であれば可
④ 生活必需品 の 買い物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣のスーパー、コンビニでの食材や日用品の買い物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産祝いのお返しの買い物</li> <li>・家具、電気器具等の購入</li> <li>・その他日常生活必需品以外の買い物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立替払いは不可</li> <li>・はぐFUJIサポートが自身の車で買い物に行った場合のガソリン代は利用者負担</li> </ul>

<p>⑤ その他必要な家事支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども連れでの買い物、散歩</li> <li>・乳児の健診や予防接種の付き添い（現地待ち合わせ）※</li> <li>・学校や園への書類提出支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行への振込み、引き出し</li> <li>・役所への申請等</li> <li>・自動車の給油、洗車、清掃</li> <li>・ペットの世話、ゴミ出し</li> <li>・家の室内外の修理・修繕（ペンキ塗り、家具の移動、部屋の模様替え等）</li> <li>・自営業の仕事の手伝い</li> <li>・クリーニング店への受渡し</li> <li>・利用者の仕事上の支援</li> </ul>	<p>※自宅から付き添う場合は、徒歩又は公共交通機関の利用に限る。（支援者の公共交通機関の利用に要した費用は利用者負担）</p> <p>現地待ち合わせは可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用中の移動に伴うガソリン代は利用者負担</li> </ul>
---------------------	---	---	--

◆その他、サービス対象外となる活動

- ・利用者が感染症に罹患するなど、事業者健康被害を与える危険が大きい場合は、サービス提供不可
- ・留守宅あるいは子どもだけの家庭への訪問、託児
- ・宗教などの勧誘
- ・政治活動
- ・収益を生み出す活動
- ・マッサージ等の施術的な行為
- ・趣味的な活動の手伝い等

